

第1章 概要

1.1 目的

1.1.1 日本環境管理基準（JEGS）の主要な目的は、日本国内における米国（U. S.）国防省（DoD）施設によって用いられる環境適合基準及び管理実務を定めることである。本文書は、国防省訓令（DoDI）4715.05「米国外施設における環境法令遵守」（2018年8月31日付第二次改訂版）を実施し、国防省規則（DoDM）4715.05「海外環境基本指針文書」（OEBGD、第1～5巻、2020年6月29日付第二次改訂版）に基づくものである。

1.1.2 JEGSは、OEBGD、適用可能な日本政府（GOJ）の法令及び規則並びに適用可能な国際約束を比較し、最も保護的なものを採用することにより策定された。一般的に適用可能な日本政府の法令とは、実施のために国により都道府県又は地方自治体に具体的に権限委任されたもの、また自衛隊（JSDF）に一般的に適用されるものを含む。JEGSは、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」、通称「日米地位協定（SOFPA）」第4条の関連規定と整合するものである。

1.2 適用範囲

1.2.1 JEGSは、日米地位協定第2条1項（a）に基づき米国に提供される全ての施設及び区域（「専用施設及び区域」と呼称される。）における国防省の各構成機関の行為に適用される。地理的範囲を示す場合、JEGSにおいて「施設」は、専用施設及び区域を意味するものとする。第2条第4項（a）に基づく共同使用が日本の公的又は民間機関に認められる場合においても、当該施設及び区域には第2条1項（a）が引き続き適用される。国防省の各構成機関は、JEGSを作成する際に国防省環境司令官によって採用された個別の参照文書原典ではなく、JEGSを環境適合基準として使用しなければならない。

1.2.2 国防省を代理して専用施設又は区域内において作業を行う受注業者は、JEGSを遵守しなければならない。契約書には、その所要事項が関連かつ実施可能である範囲で、JEGSを反映しなければならない。

1.2.3 国防省の各構成機関は、国防省環境司令官から書面による同意を予め得られることを条件に、JEGSで規定されるよりも、環境により保護的な補足的規定を発出することができる。より保護的な規定の採用に係る申請は、他の活動及び施設への潜在的な影響並びに日本国政府当局との関係に基づいて評

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

働されなければならない。国防省の活動及び施設は、各種リソース要求の全てにおいてJ E G Sとの差異を明確に示さなければならない。

1.2.4 国防省の各構成機関は、そのいかなる階級においても、国防省環境司令官の書面による事前承認なしに、J E G Sに規定されているものとは異なる適合基準を設定する日本国政府当局との協定を締結してはならない。

1.3 適用除外

以下には、J E G Sは適用しない：

1.3.1 米軍艦船、船舶、航空機又は宇宙船 ただし、荷下ろしされた廃棄物又は危険物の管理及び処分を含めた、米軍艦船、船舶、航空機又は宇宙船を対象とする国防省の各構成機関により提供される（後方？）支援活動には、J E G Sは適用される。

1.3.2 施設外における訓練。

1.3.3 敵対行為、危険地域における有事作戦、平和維持活動又は救援活動における場合を含む、有事発生地域及びその関連する作戦及び展開。これらには、米国の完全な支配下でない多国籍軍の一部として活動する米軍も含まれる。

1.3.4 大統領令（E. O. ）12344に従い、合衆国法典（U. S. C. ）第42編第7158条に基づき実施される海軍原子力推進機関に関連する施設及び活動。

1.3.5 国防省訓令4715.08「米国外における環境汚染の改善（2018年8月31日付第二次改訂版）」に記載される、環境汚染を改善するための行動。

1.3.6 大統領令12114「連邦政府による主要な活動の海外における環境影響」に基づき実施される環境分析。

1.3.7 自然環境に影響を及ぼす可能性のない（例えば、主に管理業務を行う活動）、又はエネルギー・施設・環境担当国防次官補（ASD（E I & E））と協議の上、当該地域の部隊指揮官が部隊の健康保護又は環境への影響において、深刻な脅威が存在しないと判断した場合における国防省施設。

1.3.8 国防省の施設における、協力的安全保障地点（コーポラティブ・セキュリティ・ロケーション）を含む国防省が権限又は責任を有さない活動、制度、運用及び区域。

1.3.9 米軍施設及び区域内において、日本国政府による資金によって活動する接受国の受注業者。米軍施設及び区域内における接受国資金による工事（HNFC）には、より保護的な日本政府及び米国政府の基準が適用される場所であるが、日本政府またはその受注業者のいずれも、J E G Sについて知見を有するわけではなく、遵守する法的義務を負うこともない。各施設は、人の健康及び環境をより保護する環境基準が適用されることを確保するため、適切な

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

事業承認文書を通じて、建設工事の設計段階において、JEGSに基づく具体的な基準の採用を提案しなければならない。

1.4 付加情報

1.4.1 国防省の各構成機関は、日本国内の全ての主要施設に関し、少なくとも3年に1回は、JEGSを遵守しているか確実に評価するため、環境監査計画を確立し、実施しなければならない。

1.4.2 JEGSを履行するために必要な試験分析は、通常は、当該試験手順について米国又は日本政府の監督機関により認証された、あるいは国防省環境試験所認定プログラム（ELAP）を通じて認定された試験所において実施され、所要の品質保証及び品質管理規定に従うものとする。認証試験所がない場合は、適切な業界団体または科学団体によって一般的に認められている、当該試験手順の基準に適合した、信頼できる業績のある試験所において分析を行うこともできる。

1.4.3 JEGSは、米国、国防省又はその構成機関に対して、なんら法的な権利又は義務を生じさせるものではなく、また、個人に係る保護あるいは行動の基準を定めるものでもない。JEGSは他の国防省指示（DODD）、国防省訓令及び国防省規則を参照しているが、それは国防省訓令4715.05に記載される政策を実施するために必要な、これらの発行物の所要事項を調整することのみを目的としている。JEGSは他の国防省指示、国防省訓令及び国防省規則を変更するものでなく、また、国防省の政策を変更するものではない。JEGSに関する紛争、問題又は懸念については、国防省環境司令官に提言されるものとする。

1.4.4 JEGSが策定された時点において、国防省の活動及び施設は以下の都道府県に所在している：青森県、東京都、神奈川県、埼玉県、京都府、広島県、静岡県、長崎県、山口県及び沖縄県。国防省の活動が他の都道府県に所在する、又は所在することとなる場合は、当該都道府県において、JEGSに変更を行うべきかを判断するために、国防省環境司令官は連絡を受けなければならない。

1.5 許認可

1.5.1 日米地位協定に基づき、許可、認可又はその他の形式の公的承認は、国防省の活動及び施設については必要とされない。ただし、本基準で定める特定の委託業務については、日本国政府の法律に基づき、許可、認可又はその他の公的承認が必要となる場合がある。必要に応じて、受注業者は適切な政府当局から、該当する全ての許可、認可及びその他の公的承認を取得しなければならない。国防省の各構成機関は、受注業者が必要な許可、認可又はその他の公

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

式承認を申請するときは、必要な情報のみを提供することにより受注業者を支援する。

1.5.2 許可、認可又はその他の形式の公的承認の条件が、JEGSにおいて規定されるものより保護的でない基準を採用している場合、国防省環境司令官からの書面による適用除外許可が得られない限り、JEGSが遵守される基準として引き続き適用されなければならない。

1.6 環境司令官

国防省訓令4715.05に従い、JEGSにおける国防省環境司令官は、在日米軍司令官（COMUSFJ）である。国防省の各構成機関は、JEGSの解釈又は例外に関する事項について、国防省環境司令官の代理である在日米軍司令部コマンド・エンジニアに照会しなければならない。JEGSの例外適用については、国防省環境司令官からの書面による承認が必要である。JEGSに関する質問又は意見は下記まで。

在日米軍司令官

ユニット5068 取扱：在日米軍司令部第9部 コマンド・エンジニア

APO、AP96328-5068